

平成 30 年度（2018 年度）～平成 32 年（2020 年度）

苫小牧市高齢者保健福祉計画 第 7 期介護保険事業計画

概要版（素案）

平成 29 年 12 月

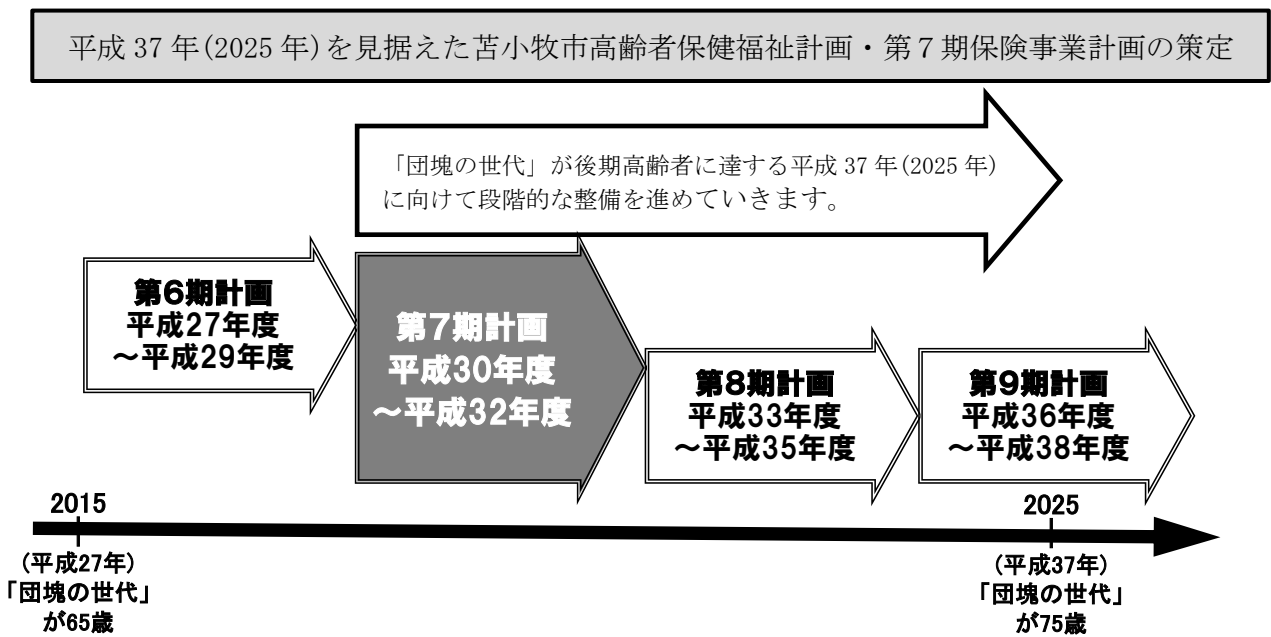
苫小牧市

1 計画の策定にあたって

■ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目的

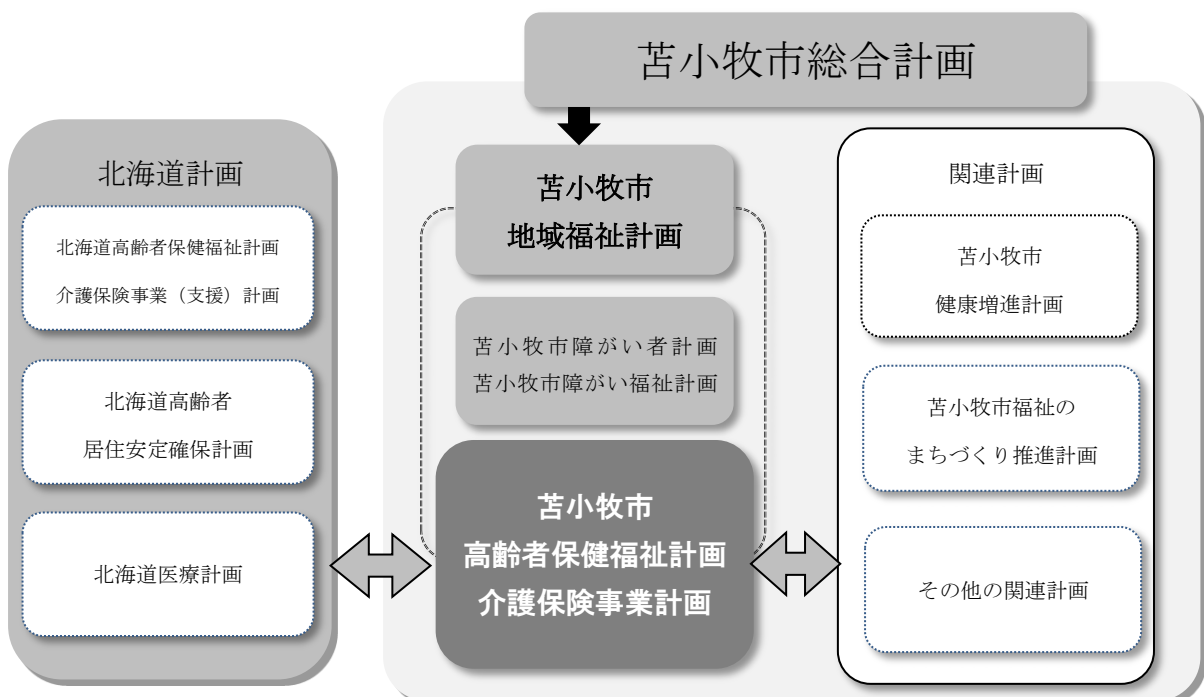
地域の状況や第6期計画で実施した事業の進捗評価を踏まえ、今回の介護保険制度の改定に伴う各種施策・事業を整理しつつ、「共に支え合い健康で安心して暮らせる地域社会の実現」に向けて、「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定します。

図表1 第7期介護保険事業計画の位置づけ



■ 計画の位置づけ

図表2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と他計画等との関係



■ 第6期計画の主な実績等

☆地域包括ケアシステムの構築に関すること

第6期計画では、「地域包括ケアシステム」のさらなる構築に向けて、次の4つを重点的取組として進めてきました。

在宅医療・介護の連携推進	
<p>[主な実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備 ○平成29年度から「とまこまい医療介護連携センター」を開設し、相談支援等を実施 ○医療と介護の連携を図るための多職種研修を実施 ○地域住民への普及啓発としては、一般市民向けの講演会等を開催し、普及啓発を実施 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「情報共有のためのルールづくり等、医療・介護関係者の連携の充実が課題 	
認知症施策の推進	
<p>[主な実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度から認知症初期集中支援チーム員を各地域包括支援センターに配置 ○認知症地域支援推進員を2つの地域包括支援センターに設置し、地域で支える体制を整備 ○認知症の人の介護者への支援では、平成26年度から認知症カフェを市内9～11箇所で実施 ○エーザイ株式会社と協定を結び、認知症普及啓発講演会や認知症サポーター養成講座を実施 ○平成28年度からは認知症見守りたい養成講座の開催 ○認知症の状態に応じたサービス提供の流れを示す「認知症ケアパス」の作成 ○地域の支え合い体制では、SOSネットワークと高齢者見守り活動との連携を推進 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症理解の推進と地域の見守り体制の構築、行方不明となった高齢者等の早期発見に係るネットワークの連携充実が課題 	
予防給付の見直しと生活支援サービスの充実	
<p>[主な実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防給付の見直しと生活支援サービスの充実を図る ○介護予防・日常生活支援総合事業は、平成28年度から現行相当サービスを開始 ○平成29年度にサービスA型を開始 ○サービスの担い手となる生活支援サポーター養成研修を実施 ○平成29年度から生活支援コーディネーター第1層を設置し、地域でのニーズや見守りの担い手となる資源の把握等に着手 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民主体によるサービスの検討及び整備が課題 	
高齢者の住まいの安定的な確保	
<p>[主な実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の住まいや、特別養護老人ホーム等の福祉施設が地域におけるニーズに応じて適切に供給されるよう見込量を設定 ○「北海道高齢者居住安定確保計画」の内容を踏まえ北海道と連携し、取組を推進 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者のニーズや既存の施設等の状況を把握するなど、ニーズに対応した居住環境の整備及び情報提供の充実が課題 	

☆高齢者福祉施策に関すること

第6期計画では、次の5つの基本施策で「高齢者が健康で生き生きと安心して暮らせる地域社会の実現」を目指してきました。

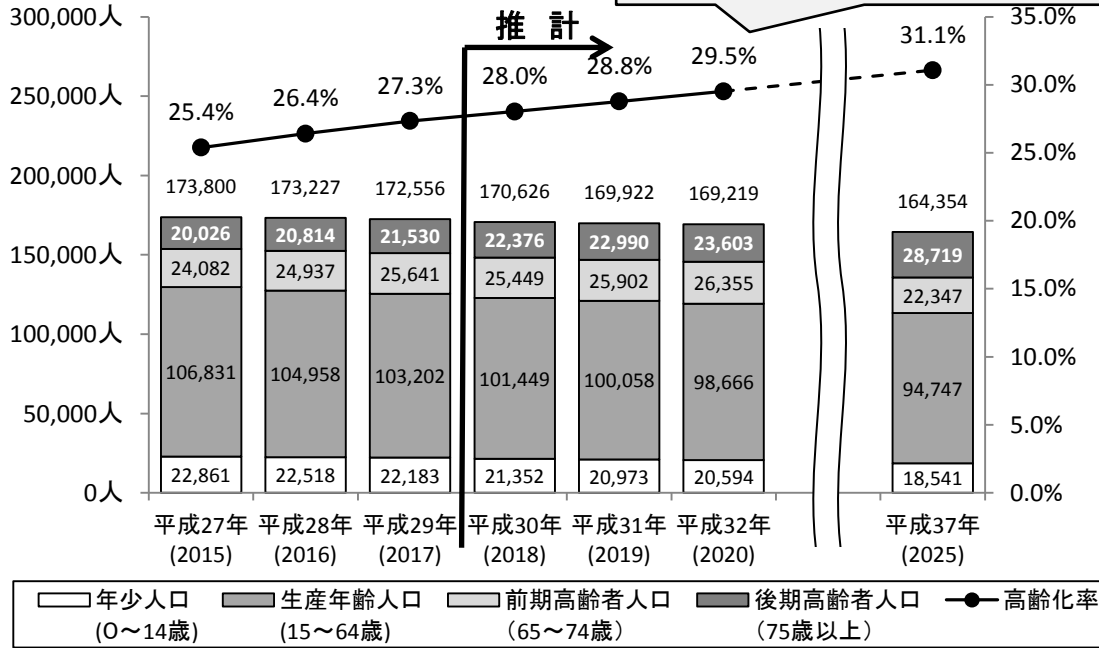
健康寿命の延伸	
<p>[主な実績]</p> <p>○「苫小牧市健康増進計画」に従い、生活習慣の改善、生活習慣病の予防、良好な健康づくり環境の整備を3つの基本の方針として、施策・事業を推進</p> <p>[課題]</p> <p>●「苫小牧市保健センター（ハスカッププラザ）」を活用した健（検）診事業と健康づくり事業の充実が課題</p>	
介護予防事業の推進	
<p>[主な実績]</p> <p>○すべての高齢者を対象に介護予防教室や講演会等の開催、パンフレット等の配付による介護予防の普及啓発を実施</p> <p>[課題]</p> <p>●地域における住民主体の自発的な健康づくりを側面的に支援するとともに、自らの生活の範囲で役割を果たすことが予防に繋がると考え、地域で役割を持ち、支える立場になりながらも支えられるという地域支え合いの仕組みづくりが課題</p>	
安心と信頼の介護保険制度の推進	
<p>[主な実績]</p> <p>○介護保険サービスの提供の充実</p> <p>○サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実</p> <p>○持続可能な介護保険制度の運営</p> <p>○家族介護者への支援</p> <p>[課題]</p> <p>●介護保険制度の安定的、円滑な運営のため、介護を必要とする方を適正に認定し、必要なサービスを提供できるよう基盤の整備や介護給付等適正化が課題</p>	
地域における安心で活力のある暮らしの支援	
<p>[主な実績]</p> <p>○地域支え合い体制の整備、地域包括ケアの推進、高齢者の虐待防止、高齢者の自立・安心のための施策、多様な活動への参加促進を推進</p> <p>[課題]</p> <p>●地域ケア会議における地域課題の抽出と具体の施策化、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応が課題</p>	
安心して暮らせる生活環境づくり	
<p>[主な実績]</p> <p>○高齢者の居住安定、公共施設等のバリアフリー化と公共交通機関の整備、安心・安全対策の充実を推進</p> <p>[課題]</p> <p>●高齢者が望む場所で暮らせるよう、居住環境の改善及び整備のほか、安心・安全な住環境の確保が課題</p>	

2 高齢者施策の将来ビジョン

■ 平成 37 年（2025 年）の将来像

☆高齢者人口の動向と見込み

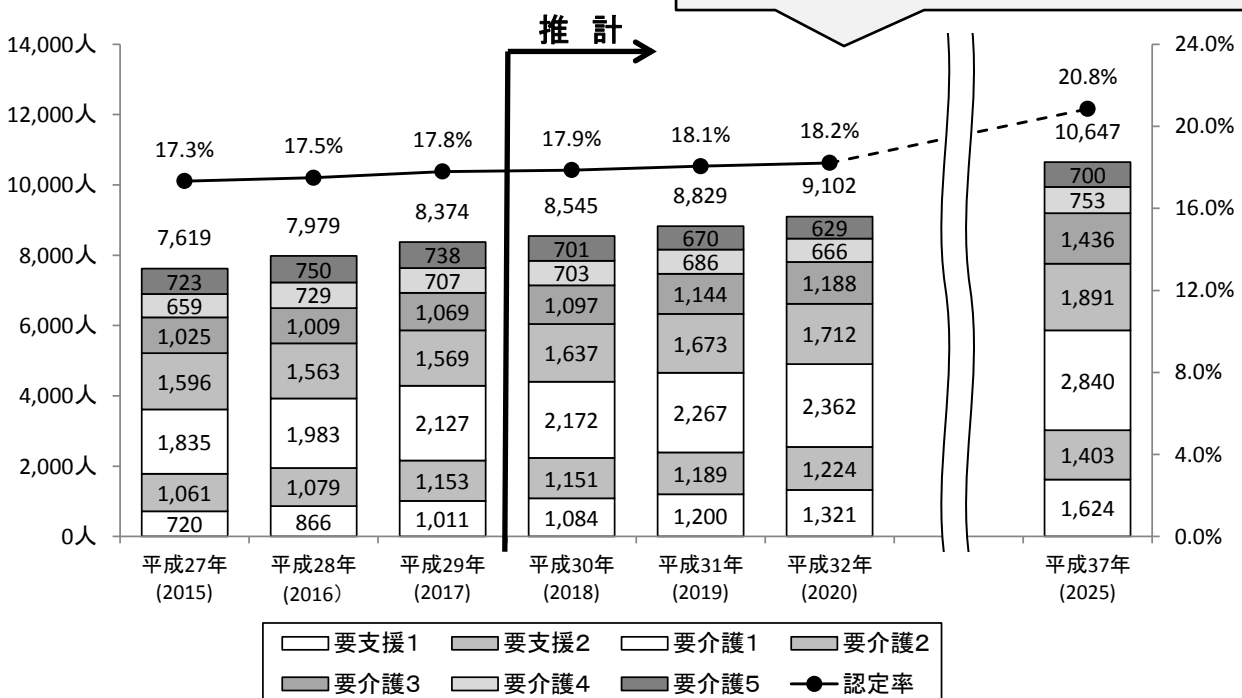
図表 3 人口の推移



資料：平成27年国勢調査人口に基づく推計人口（見える化システムによる）

☆要支援・要介護認定者の見込み

図表 4 要介護認定者（第1号被保険者）数と認定率



資料：実績は苫小牧市介護保険統計（各年9月末実績）
推計は平成27年国勢調査人口に基づく推計人口（見える化システムによる）

■ 第7期計画の基本理念と基本目標

☆基本理念

団塊世代が75歳以上になる平成37年（2025年）を見据え、本市の高齢者をめぐる課題や本市の特性などから、基本理念を次のとおりとします。

共に支え合い健康で安心して暮らせる地域社会の実現

☆基本目標

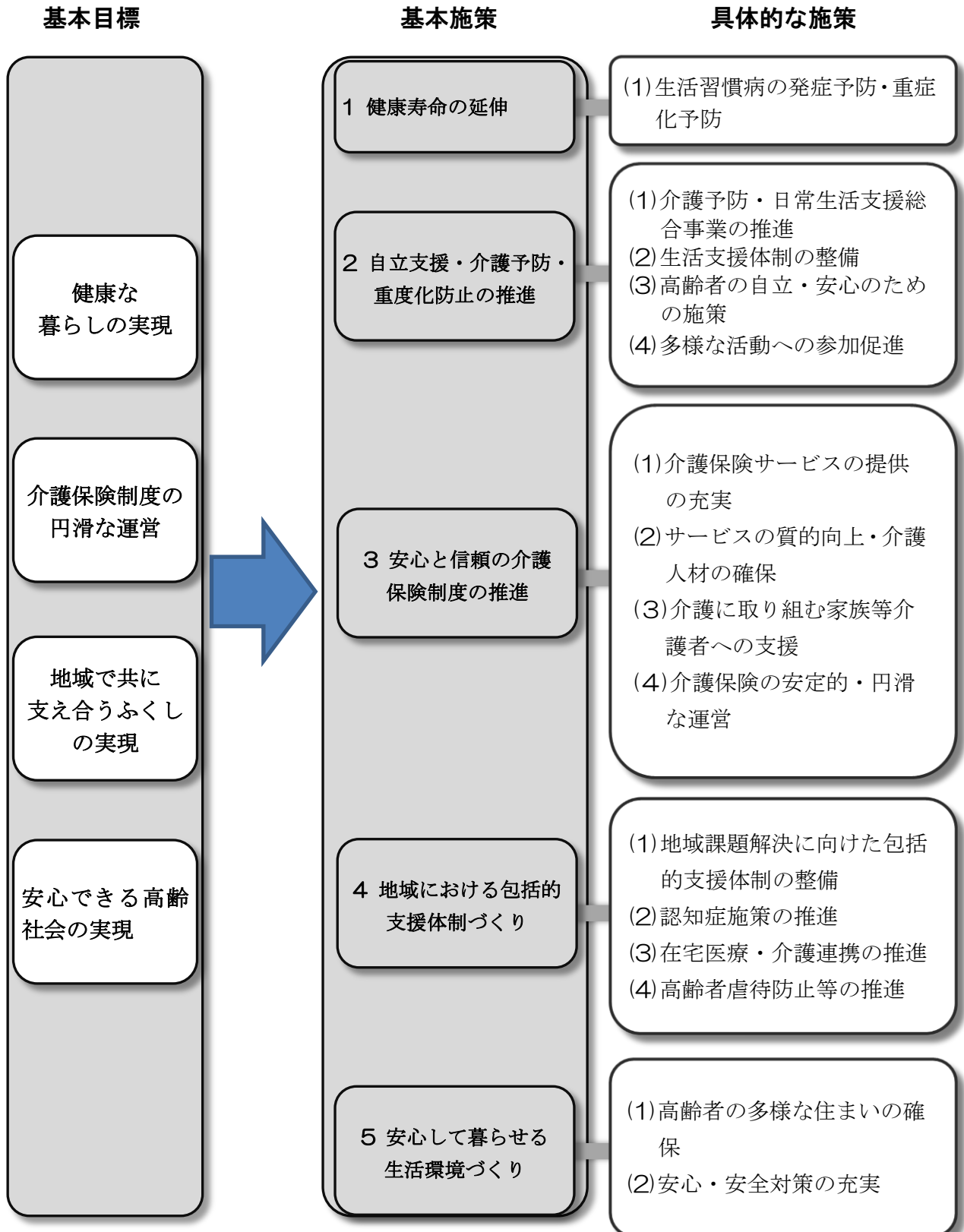
基本理念を実現するため、第7期計画の基本目標は、次の4つとします。

基本目標 1	健康な暮らしの実現
【方針】健康寿命延伸を目的とした健康づくりや、高齢者の介護予防に努め、安心して暮らせる環境づくりを進めます。	
基本目標 2	介護保険制度の円滑な運営
【方針】医療・介護サービス提供体制の総合的な確保を進めるため、介護保険事業の実施状況を分析、評価し、円滑で持続可能な制度運営を進めます。	
基本目標 3	地域で共に支え合うふくしの実現
【方針】高齢者が住み慣れた地域で長く暮らすことができるよう、生活支援サービスの充実を図るとともに共に支え合う地域づくりをめざし、地域と一体となったふくしのまちづくりを推進します。	
基本目標 4	安心できる高齢社会の実現
【方針】ふれあい豊かな地域社会で、誰もが生きがいを持ち、健康に過ごせる高齢社会を実現するために、社会参加の促進、就労機会の拡大さらには生活環境の整備など、各種施策を総合的に展開します。	

■ 施策体系図

将来像

共に支え合い健康で安心して暮らせる地域社会の実現

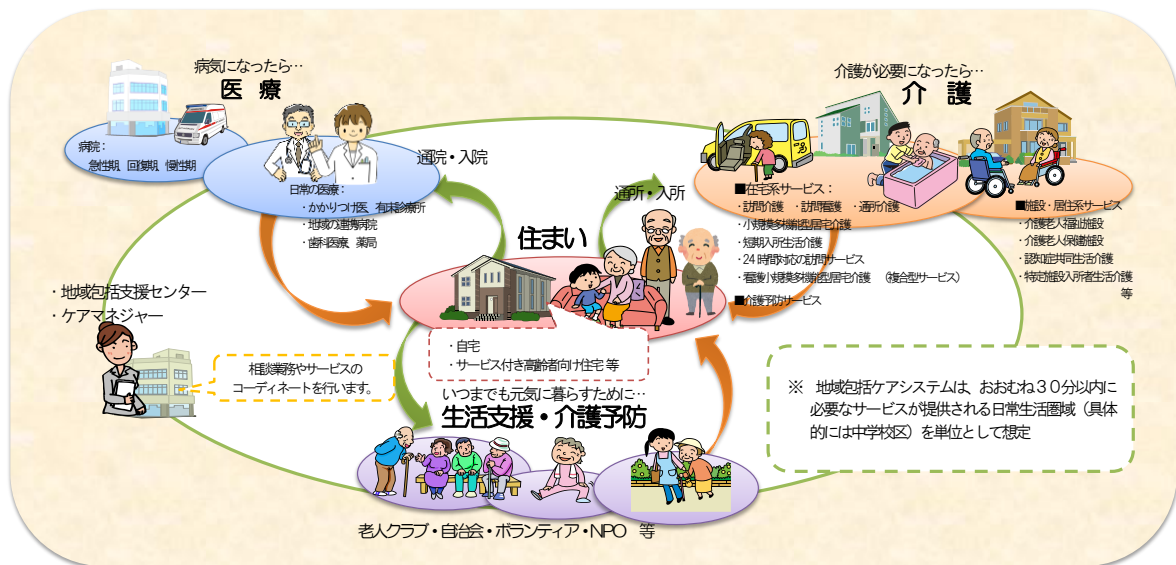


■ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

団塊の世代が75歳以上となる、2025年、団塊のジュニア世代が65歳以上となる2040年と、人口の高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。

こうした中で、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じて自立した日常生活を続けていけるよう、十分な介護サービスの確保だけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的にできる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組を進め、包括的支援を視野に入れつつ、今後とも重点的に取り組むことが必要な各種事業を継続して推進していきます。

図表5 地域包括ケアシステムの姿



資料：厚生労働省資料

■ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

地域包括ケアシステムの深化・推進

○自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

○医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- 「日常的な医療管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）を創設
- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

○地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

資料：厚生労働省資料

☆第7期計画のポイント

国では、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正する法律により、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組や医療・介護の連携推進、地域共生社会の実現に向けた取組が求められています。地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、自立支援、介護予防・重度化防止の推進、介護保険制度の推進、在宅医療・介護の連携推進、高齢者の住まいの安定的な確保を進めていきます。

①自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護予防・日常生活支援総合事業を実施していく中で、多様な生活ニーズにこたえるサービスを地域の実情に応じて、総合的に提供できる仕組みに見直し、地域での支え合いの体制づくりを進めていきます。

また、地域包括支援センターによる地域住民やサービス提供事業所等への介護予防・自立支援に関する理解促進、地域ケア会議を通じての、多職種や多機関との連携協働による地域包括支援のネットワークづくりを進めていきます。

さらに、高齢者やその家族が地域で安心して日常生活を営めるように、生活支援コーディネーターや協議会が中心となり、地域の福祉資源とつなげていくとともに、高齢者の社会参加等を進めていきます。

②介護保険制度の推進

国の推計では、2025年には介護人材が約38万人不足すると見込まれており、介護サービスを提供するための人材確保を総合的・計画的に推進していくことが求められています。本市でも介護職員就業支援事業を継続して実施し、介護人材の確保に努めていきます。

また、介護離職ゼロの実現に向け、講演会や教室を通して介護者家族への支援を進めていきます。

③在宅医療・介護の連携推進

今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患の方や認知症高齢者等の増加が見込まれる中で、退院時の支援、在宅での療養支援、急変時の対応、看取り等の局面において、地域における在宅医療や介護の提供がスムーズに行われるよう、医療・介護関係者の連携推進体制を整備していきます。

「とまこまい医療介護連携センター」（平成29年4月開設）を中心に、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の医療と介護の連携を図ります。

また、医師、看護職員等の医療関係職種と社会福祉士等の介護関係職種との連携が重要であることから、苫小牧市医師会をはじめ、関係団体の協力を得ながら医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図り、在宅医療・介護連携を推進していきます。

④高齢者の住まいの安定的な確保

特別養護老人ホーム等の福祉施設が地域におけるニーズに応じて適切に供給されるよう見込量を定めるとともに住宅施策等と連携して高齢者が安心して暮らすことができる体制を整備していきます。

3 高齢者福祉施策の推進

【基本施策1】健康寿命の延伸

基本施策の方向性

市民の健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)を伸ばすことを目的に、各種健康づくり対策を進めていきます。苫小牧市保健センターを中心に、健(検)診事業の充実と健康づくり事業(ヘルスプロモーション事業)を通じて各種事業を実施していきます。

また、地域の絆やつながりが健康にも影響すると言われていています。健康づくりがしやすい地域や人とのつながりの醸成に努めていきます。

具体的な施策(1)生活習慣病の発症予防・重症化予防

主な取組

- 生活習慣病の予防・早期発見に向けて、がん検診や特定健康診査・特定保健指導などを実施し、より多くの人を受診できるよう受診勧奨や普及啓発に取り組みます。
- 生活習慣の改善に向けて、食習慣の改善や運動習慣の定着、禁煙など健康に有益な行動を取るよう促し、生活習慣の改善に重点を置いた対策を推進します。
- 良好な健康づくり環境の整備に向けて、市民一人ひとりが健康を意識し、知識・実践力を身につけるとともに、家庭や地域(仲間)を巻き込んで健康づくりを行うため、身近で利用しやすい健康資源の提供に取り組みます。

【基本施策2】自立支援・介護予防・重度化防止の推進

基本施策の方向性

高齢期の介護予防・重度化防止では、機能回復だけでなく、生活機能全体の向上による生活の質の向上に向けて、活動的で生きがいを持てる生活環境と主体的に活動できる地域づくりの両面からバランスのとれた支援を進めていきます。

具体的な施策(1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

主な取組

- 介護予防・日常生活支援総合事業では、要介護状態になることをできる限り防ぐこと又はそのような状態になっても維持・悪化防止することを目的に、自立した生活が続けられるよう、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づいたサービスの組合せで、効果的かつ効率的な支援を進めていきます。

- 高齢者が要介護状態となることを自ら予防するため、常に健康の保持増進及び能力の維持向上ができるよう支援していきます。
- 介護予防・生活支援サービス事業において、住民等の担い手による多様なサービス提供ができるよう、訪問型サービスや通所型サービスの体制づくりに取り組んでいきます。
- 一般介護予防事業において、介護予防教室や講演会等の開催、パンフレット等の配布により介護予防の普及啓発を行っていきます。また、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりに取り組んでいきます。

具体的な施策（２）生活支援体制の整備

主な取組

- 地域で支え合う福祉を実現するため、生活支援コーディネーターや協議体による地域の生活支援ニーズや社会資源を把握するとともに、福祉・介護のネットワーク化、担い手の養成といった取組を進めていきます。
- 制度等の狭間になっている方やサービス利用の拒否など地域で孤立している方に対し、コミュニティソーシャルワーカーが個別に支援し、専門機関に繋ぐことや地域の協力を得て、支え合う仕組みづくり等に取り組めます。

具体的な施策（３）高齢者の自立・安心のための施策

主な取組

- 高齢者が自らの生活機能をできる限り活用し、その人らしい生活を送るため、配食や日常生活用具の給付等により自立支援に取り組めます。
- 地区の状況に合わせて、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯など、地域の見守りや支え合いの必要な方への支援体制づくりを進めていきます。

具体的な施策（４）多様な活動への参加促進

主な取組

- 高齢者が社会参加し、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながります。そのため、多くの高齢者が参加・活動できるような環境づくりと多様な機会の創出に取り組んでいきます。また、生涯学習・生涯スポーツなどの学びや運動の機会づくり・情報提供を通じて、生活の質の向上を目指していきます。

【基本施策3】安心と信頼の介護保険制度の推進

基本施策の方向性

介護保険制度の持続可能性を維持し、制度の理念である、「その人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」支援することにより、要介護状態となることの予防・悪化防止を目指します。

介護ニーズに応じた介護サービスを確保し、これまでの介護人材の処遇改善に加え、多様な人材の確保と人材の育成など国や道と連携して総合的に取り組みます。また、必要な給付を適切に提供するため、適正化事業を推進していきます。

具体的な施策（1）介護保険サービスの提供の充実

主な取組

- 認知症の人を含め、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域での生活が続けられるよう、地域密着型サービスの提供や在宅と施設の連携、地域における継続的な支援体制の整備を進めていきます。
- 働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や介護負担軽減の必要性を踏まえて、介護サービスの提供体制の充実を図ります。

具体的な施策（2）サービスの質的向上・介護人材の確保

主な取組

- 地域包括支援センターの業務量や運営状況等を把握し、地域包括支援センター運営協議会等により、評価・点検できる仕組みを構築していきます。
- 平成30年度から居宅介護支援事業所の指定権限が市に移譲されることから、効率的な指導監督体制の充実を図り、サービスの質の確保に努めていきます。
- 苦情や事故報告により提供された情報等に基づき、対象となる個々の事業者に対する指導を行い、介護サービスの質の向上に努めていきます。
- 介護事業所への長期定着を促進するため、介護職員就業支援事業を継続し、介護人材不足の解消に努めます。

具体的な施策（3）介護に取り組む家族等介護者への支援

主な取組

- 家族等介護者の介護負担軽減に向けて、家族等介護者への相談や各種サービスの充実を図ります。
- 家族等介護者に対して各種事業や制度の周知に努めていきます。

具体的な施策（４）介護保険の安定的・円滑な運営

主な取組

- 利用者やその家族等に対し、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービス等の情報提供に努めていきます。
- 市の広報や相談窓口、パンフレット等を活用して、利用者やその家族に介護保険制度への理解や制度改正のポイントを周知していきます。
- 「第４期北海道介護給付適正化事業推進要綱」に基づき、介護給付の適正化に取り組みます。

【基本施策４】地域における包括的支援体制づくり

基本施策の方向性

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを強化するため、地域住民や地域の支援者、行政などが協働し、地域や個人が抱える複合的な生活課題を解決していけるよう包括的な支援体制の実現を目指していきます。

具体的な施策（１）地域課題解決に向けた包括的支援体制の整備

主な取組

- 自立支援・重度化防止に向けて、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。
- 支援が必要な高齢者を把握し、関係機関との連携により見守りの体制を強化していきます。
- 相談機関の協働、ネットワーク体制の整備を通じ、複合化した課題を抱える対象者に支援を行っていきます。

具体的な施策（２）認知症施策の推進

主な取組

- 今後増加が見込まれる認知症の人に適切に対応するため、認知症への理解を深めるための普及啓発、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供体制づくり、介護者への支援を進めていきます。
- 認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりに向けて、地域での見守り体制整備を進めるとともに、成年後見制度利用促進法に基づく権利擁護の取組、市民後見人の育成・活用、利用支援を進めていきます。

- 若年認知症の人が発症初期の段階から適切な支援を受けられるよう普及啓発を進めていきます。

具体的な施策（３）在宅医療・介護連携の推進

主な取組

- 高齢者が安心して在宅療養生活を送ることができるよう、在宅医療における連携の拠点である「とまこまい医療介護連携センター」と医療・介護関係者の多職種連携、情報共有のためのルールや支援体制整備づくりに取り組みます。
- 在宅医療・介護連携を推進するため、多職種間の連携強化や地域住民へ普及啓発に取り組みます。

具体的な施策（４）高齢者虐待防止等の推進

主な取組

- 市と関係機関及び民間団体との連携の強化を図るとともに、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

【基本施策５】安心して暮らせる生活環境づくり

基本施策の方向性

高齢者のニーズに応じた多様な住まいづくり、身近な地域で高齢者が安心して暮らせる環境づくり、高齢者の居住の安定に向けた体制の確保に努めていきます。

具体的な施策（１）高齢者の多様な住まいの確保

主な取組

- 現在の生活をできるだけ続けられるよう、居住環境の改善に取り組みます。
- 高齢者や障がい者の安全安心な住環境の確保に向けて、公営住宅の安全対策を行うとともに、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を推進します。

具体的な施策（２）安心・安全対策の充実

主な取組

- 誰もが安心して暮らしていけるよう、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進、交通手段の確保に引き続き取り組みます。
- 安心・安全に暮らせるよう、災害時における要配慮者の支援体制づくり、施設等の防災対策の確認を進めていきます。

4 介護保険事業の推進

■ 介護保険サービス等事業費の見込み

☆介護保険事業費の見込みと財源構成

標準給付費見込額と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、3年間合計で約404億円と見込みます。

なお、介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料（介護給付費交付金）、国、道、市の負担金によって賄われます。

第7期計画期間の第1号被保険者の負担割合は23%（第6期は22%）と定められています。

図表7 介護保険事業費の推移

	第7期			合計
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
介護保険事業費				
標準給付費見込額	12,381,751	12,749,544	13,266,867	38,398,162
地域支援事業費	658,540	680,991	704,440	2,043,971
合計	13,040,291	13,430,535	13,971,307	40,442,133

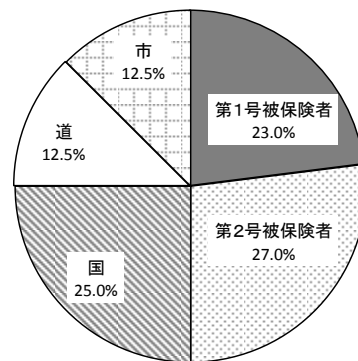
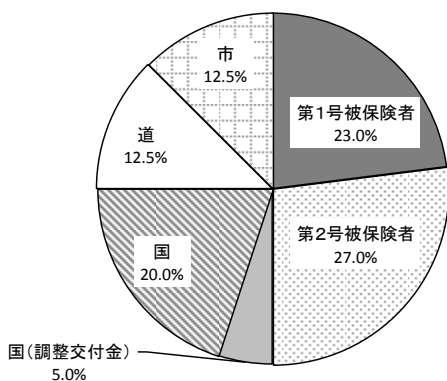
(単位:千円)

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【介護保険の財源構成】

○居宅サービス

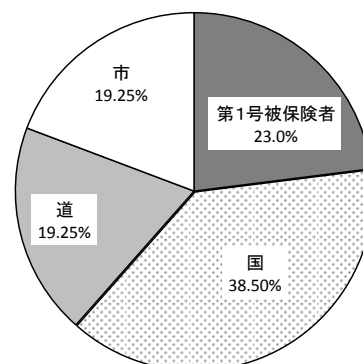
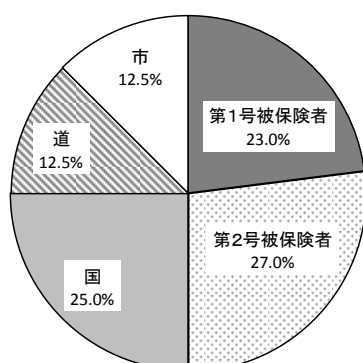
○施設サービス



【地域支援事業の財源構成】

○介護予防・日常生活支援総合事業

○包括的支援事業・任意事業



5 第7期計画期間の保険料の段階区分

介護保険料の段階区分（暫定）

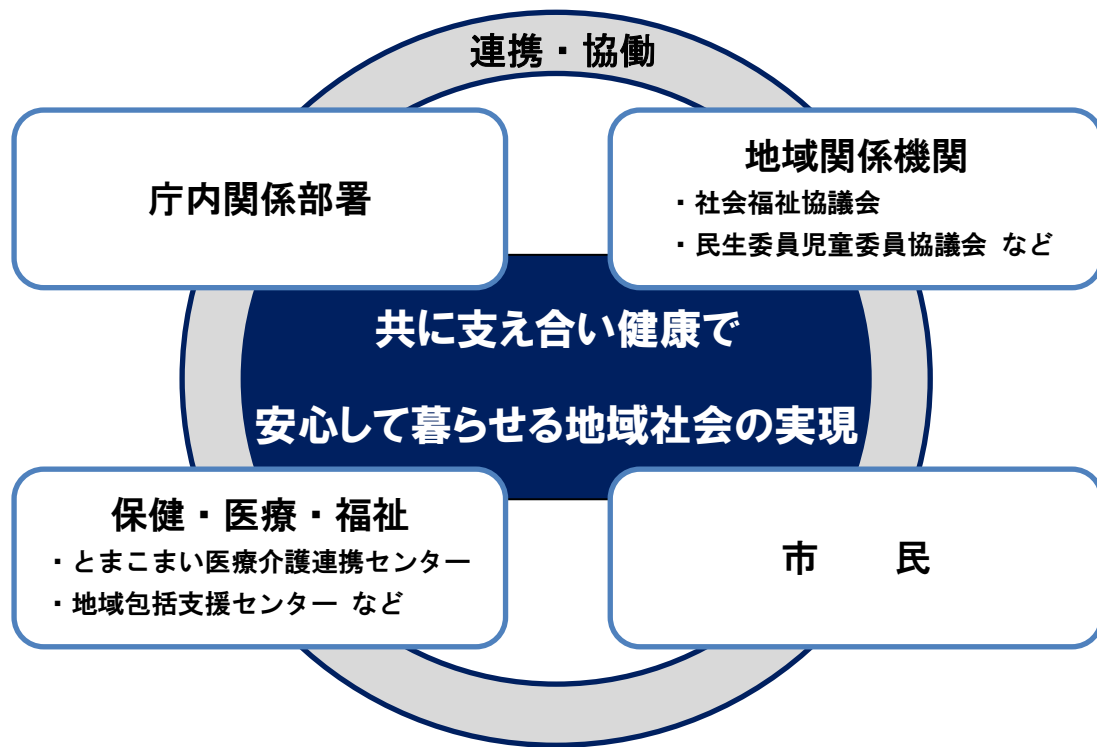
区分	対象者	計算方法
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	基準額 × 0.45
第2段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の者	基準額 × 0.66
第3段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える者	基準額 × 0.75
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	基準額 × 0.90
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で「第4段階」以外の者	(基準額) × 1.00
第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間120万円未満の者	基準額 × 1.20
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間120万円以上200万円未満の者	基準額 × 1.30
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の者	基準額 × 1.50
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間300万円以上350万円未満の者	基準額 × 1.70
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間350万円以上	基準額 × 1.90

6 計画推進のために

■ 計画の推進体制

目標達成に向け、庁内連携、保健・医療・福祉の連携強化、地域関係団体との連携、市民との協働を進め、推進体制の充実を図ります。

- (1) 庁内関係部署の連携
- (2) 保健・医療・福祉の連携強化
- (3) 地域関係機関等との連携
- (4) 市民との協働



■ 計画の進行管理

- (1) 介護保険事業等運営委員会
- (2) 地域包括支援センター運営協議会